

市民の皆さまへ、大事なお知らせや制度などを紹介するコーナーです。お問い合わせは各担当課までお気軽にどうぞ。(☎はお知らせ端末の番号)

6月23日は、ASO クリーン作戦の日です！

●市民環境課 生活環境係 ☎22-3135 ☎55-3135

information

環

境月間に合わせ6月23日(土)に、『ASOクリーン作戦』と称しミルクロード沿線等で美化活動を展開します。

「まちづくり政策アイデア提案事業」として、市民全体による環境美化ボランティア活動として取り組みます。皆様の参加協力をお願いします。

なお、各地域におきましても美化作業に取り組んでいただきますようお願いいたします。(ゴミ袋は市民環境課で準備いたしますので、事前にご連絡ください。)

●とき 6月23日(土)

午前9時受付

午前9時30分開始

※少雨決行・・・中止の場合は当日午前7時頃、お知らせ端末で放送します。

●集合場所

阿蘇観光牧場駐車場

(ゴミ袋、軍手は準備します。)

ASOクリーン作戦実施区間



まちづくり政策アイデア提案事業

「美しい農村景観の維持」

～市民みんなで環境美化ボランティア大作戦～





農業委員会から各種お知らせ

● 農業委員会事務局 ☎ 22 - 3254 ☎ 22 - 3254

**農地賃借や売買の
権利移動は、許可
が必要です！**

- ▼ 届出が必要な要件は、
▼ 賃借権等の解除の届出
(農地法第18条6項)
- ▼ 農地としての賃貸借や売買
(農地法第3条)
- ▼ 自己所有農地を転用する場合
(農地法第4条)
- ▼ 売買や賃借で転用を行う場合
(農地法第5条)
- ▼ 農地の賃貸借、売買
(利用権設定
などです。)
- ◎ 農業委員会は、毎月25日(土日
祝日にかかる場合は前後しま
す。)に開催され、申請の締め
切りは、毎月18日(土日祝日)
にかかる場合は前後します。)と
なっています。

農地の贈与と相続

農地を家族に贈与する場合、2つ
の方法があります。

- ▼ 一括贈与
農地のみを耕作目的で一括に贈
与することにより、贈与税の猶予
を受けられる制度です。ただし、
3年毎に贈与税・不動産取得税の
猶予の届出を税務署及び県振興局
に提出する必要があります。また、
贈与した農地を売買や賃貸するこ
とはできません。(部分・全部の
贈与税が確定します。)
- ▼ 相続時精算方式
農地を含む資産を贈与する
場合(宅地・家屋等を含む)、
2500万円以内であれば、相続時
にその贈与税(この場合は相続税
として)を精算する制度です。た
だし、前年に税務署への届出が必
要ですので、資産証明書を取られ
一度税務署へご相談ください。

農業者年金 ・ 農業者のための公的な積立年金

● 農業者の方なら広く加入できます

国民年金第1号被保険者で、
年間60日以上農業に従事する60
歳未満の方であれば誰でも加入
できます。農地を持っていない
農業者の方や、配偶者や家族従
事者も加入できます。

● 少子高齢化時代に強い年金です

自らが納めた保険料とその運
用収入を将来受給する年金の原
資として積み立てる、積み立て
方式の年金です。

● 保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目
標に向けて、自分で保険料を決
められます。
(月額2万〜6万7千円まで。)

● 終身年金で80歳までの保障付きです

年金は生涯支給されます。仮
に加入者・受給者が80歳前にな
くなった場合でも、死亡した翌
月から80歳までに受け取れるは
ずであった、農業者老齢年金が
死亡一時金として遺族に支給さ
れます。

● 手厚い政策支援があります

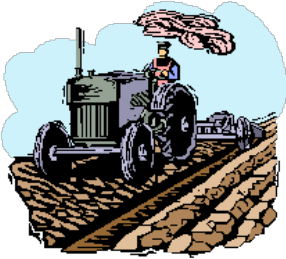
認定農業者で青色申告をして
いるなど、農業の担い手となる
方には、国から月額最高1万円
の保険料補助があります。

国庫補助額も自分の年金とし
て受給できます。

※農業者年金の詳しい内容につい
ては、農業委員会、JA阿蘇各
支所までお問い合わせください。

●●●● 現況届は忘れずに提出を！ ●●●●

農業者年金受給者の皆さまへ
「現況届」を6月29日迄までに提出してください。
農業者年金を受給されている方は、毎年6月に現
況届が必要となります。
5月末日頃に、農業年金基金から現況届の通知が
発送されていますので、
署名の上、必ず提出してください。



◎ 法改正により相続の場合も農業
委員会への届出が必要となりま
した。農業委員会事務局までお
問い合わせください。